

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和8年度)

作成日 2026/10/13

最終更新日 2026/10/13

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2026年7月1日
国立大学法人名		弘前大学
法人の長の氏名		福田 眞作
問い合わせ先		総務部総務企画課 (0172-39-3007、jm3007@hirosaki-u.ac.jp)
URL		https://www.hirosaki-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	<p>【確認の方法】</p> <p>国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況について、令和8年6月23日開催の経営協議会において意見照会を行った。また、意見への対応状況を含む報告書案について、同年9月14日開催の経営協議会(紙上)において確認を行った。</p> <p>【経営協議会からの意見】</p> <p>適合状況について、特に意見はなかった。</p>
監事による確認	更新あり	<p>【確認内容】</p> <p>令和8年度ガバナンス・コードの作成に当たっては、各担当部署が十分な作成期間を確保できるスケジュールを設定するとともに、文部科学省事務連絡「令和6年度『国立大学法人ガバナンス・コード』への適合状況等の報告の確認について<事例集>」を周知し、適切な記載が行われるよう作成方法の周知が図られていた。</p> <p>作成された報告書(案)は、役員会及び経営協議会での審議が行われており、経営協議会に関する情報開示の充実、運営方針会議を設置していない理由の明確化、リスクマネジメント体制に関する説明の補足等、意見が適切に反映されていることを確認した。</p> <p>意見反映後の報告書(案)を確認した結果、本学のガバナンス体制、法人経営、人材育成、リスクマネジメント及び情報公表の状況等が本学の実態に即して適切に記載されており、本報告書は適正な手続を経て作成され、国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況を適切に示す内容となっていることを確認した。</p> <p>【個別事項】</p> <p>経営協議会学外委員からの意見聴取を経て報告書の見直しが行われており、利用者の理解促進及び情報公開の充実の観点から適切な改善が図られていることを確認した。</p>
その他の方法による確認		その他の方法による確認は実施していない。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>本学が掲げる「弘前大学将来ビジョン」は、学内の教職員はもとより、関係自治体、青森県の経済団体及び教育団体、後援会及び同窓会等多様な関係者から意見を聴取し様々な社会からの要請を踏まえ策定している。当該ビジョンに基づき、第4期中期目標の達成に向けた中期計画を策定し、同計画ごとに設定した評価指標に対して年次別目標等を定めて、各種事業を展開しており、その自己点検・評価等はHPで公表することとしている。</p> <p>(弘前大学将来ビジョン) https://www.hirosaki-u.ac.jp/info/about/vision</p> <p>(第4期中期目標・中期計画及び評価指標の年次別目標等) https://www.hirosaki-u.ac.jp/info/plan/mediumterm/</p>
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>本学では、「弘前大学将来ビジョン」に基づいた中期目標・中期計画を達成するため、同計画ごとに設定した評価指標に対して、6年度分の年次別目標等を設定し、自己点検・評価により進捗状況の確認・年次別目標等の見直しを行うこととしている。なお、各年度の自己点検・評価並びに業務の実績報告書及び国立大学法人評価委員会の評価結果はHP等において公表することとしている。</p> <p>(業務の実績報告書及び法人評価委員会の評価結果) https://www.hirosaki-u.ac.jp/info/plan/mediumterm/</p>
補充原則 1 - 3 ⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制	更新あり	<p>本学では、学長及び理事で組織する役員会、経営に関する重要事項を審議するための経営協議会、教育研究に関する重要事項を審議するための教育研究評議会を設置し、それぞれの審議事項とともに権限と責任の体制を定めている。</p> <p>(国立大学法人弘前大学管理運営規則) https://www1.g-reiki.net/hirosaki-u/reiki_honbun/w643RG00000001.html (役員会) https://www.hirosaki-u.ac.jp/info/conference/yakuinkai/ (経営協議会) https://www.hirosaki-u.ac.jp/info/conference/keieikyogikai/ (教育研究評議会) https://www.hirosaki-u.ac.jp/info/conference/hyogikai/</p>
補充原則 1 - 3 ⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		<p>本学では、第4期中期目標・中期計画において、教育研究活動を活性化し、大学の機能強化を図るための教員の適切な年齢構成実現のため、若手教員（40歳未満）の在職比率を20%以上とすることとしている。また、若手・外国人数員確保のため、当該教員を採用した部局に対し、インセンティブを付すこととしているほか、全学の会議において、各部局・職階ごとの教員の年齢構成及び性別割合を公表・共有し、ダイバーシティの確保に務めることとしている。さらに、女性が活躍できる雇用環境の整備を行う行動計画を策定し、取組を進めている。また、事務職員については、「国立大学法人弘前大学人材育成・活用方針」を策定し、人事を進めている。</p> <p>(適正な年齢構成の実現について) https://www.hirosaki-u.ac.jp/information/published/corporation/payroll_management.html (行動計画) https://www.hirosaki-u.ac.jp/info/actions/kosodate/</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (3)</p> <p>自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>中期的な財務計画については、第4期中期計画において、中期目標期間（令和4年度～令和9年度）の予算、収支計画及び資金計画を策定し、公表している。</p> <p>また、本学が掲げる「弘前大学将来ビジョン」の取組の実現に向け、財務基盤の強化が重要であることから、期中の将来的な収入・支出見込を算出し、「第4期中期目標期間の一般会計の財務計画」を策定している。</p> <p>（弘前大学中期計画） https://www.hirosaki-u.ac.jp/wordpress_data/soshiki/gyomu/4ki.pdf</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1 ③</p> <p>教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>		<p>（補充原則 4 - 1 ③と同じ記述）</p> <p>本学では、「財務諸表」、「事業報告書」及び「決算報告書」において、費用及び成果等を開示することに加え、事業年度ごとの活動状況及び財務情報を統合した報告書（弘前大学レポート）を作成し公表している。</p> <p>（財務諸表等）https://www.hirosaki-u.ac.jp/info/finance/zaimu/ （弘前大学レポート）https://www.hirosaki-u.ac.jp/info/publication/report/</p>
<p>補充原則 1 - 4 ②</p> <p>法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針</p>	更新あり	<p>本学では、学長の任命により副学長、学長特別補佐、副理事を置くことができることとし、学部・研究科の長、研究所長、附属図書館長（以下、「部局長」という。）経験者、将来の幹部候補者を学長を補佐するポストに登用する体制を整えている。</p> <p>将来の幹部候補となる教員を副理事や部局長に任命し、国立大学を取り巻く課題、地域における大学の課題などを的確に把握させ、多様な経験を積ませることで、人材の育成及び経営基盤の強化に努めている。</p> <p>さらに、将来の部局長等の候補者に、副学部長等を経験させ、部局長等の素養の育成を図るとともに、幹部職員を対象とした講演会等に積極的に参加を促し、人材育成を図っている。また、事務職員については、今後の大学を取り巻く環境の変動に主体的に対応し、大学の機能の維持・向上を図ることができる人材の育成を目的とした「国立大学法人弘前大学人材育成・活用方針」により、経営人材・幹部人材を育成することとしている。</p>
<p>原則 2 - 1 - 3</p> <p>理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>	更新あり	<p>本学では、将来の幹部候補となる教員を副理事や学内共同教育研究施設等の長に任命し、国立大学を取り巻く課題、地域における大学の課題などを的確に把握させ、多様な経験を積ませることで、本学の経営基盤の強化や人材の育成に努めている。また、各理事について、本学のミッションや特性を踏まえ、本学の部局長経験者、文部科学省職員経験者、青森県職員経験者等多様な分野から学長が任命している。</p> <p>このほか、学長の任命により副学長、学長特別補佐、副理事を置くことができることとし、部局長経験者、将来の幹部候補者等を学長を補佐するポストとして登用するなど体制整備を行っている。</p> <p>各理事等の責任・権限等については、「国立大学法人弘前大学管理運営規則」及び「国立大学法人弘前大学理事の職務分担等について」において定めるとともに、HPで公表している。</p> <p>（役員等一覧）https://www.hirosaki-u.ac.jp/info/about/yakuin/ （国立大学法人弘前大学管理運営規則） https://www1.g-reiki.net/hirosaki-u/reiki_honbun/w643RG00000001.html （国立大学法人弘前大学理事の職務分担等について） https://www1.g-reiki.net/hirosaki-u/reiki_honbun/w643RG000000016.html</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 2-2-1① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由	更新あり	・ 本学は、運営方針会議を設置する国立大学法人に該当しないため、同会議を設置していない。
原則 2-3-1 役員会の議事録		本学の役員会は、国立大学法人法で定める事項である中期目標についての意見及び重要な組織の設置又は廃止等、法人運営における重要な事項について審議し、学長意思決定を支えている。また、議事録をHPで公表している。
原則 2-4-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		本学では、役員、部局長、経営協議会委員、教育研究評議会評議員等に女性を積極的に登用するとともに、金融機関経験者や高等学校長経験者を副理事として登用し、それらの勤務経験を活用することで、基金への寄附促進や県外からの入学志願者の掘り起こしを図るなど、経営層の厚みを確保している。 また、「弘前大学将来ビジョン」において本学の求める人材を明らかにしており、登用の状況や経歴についてはHPで公表している。 (弘前大学将来ビジョン) https://www.hirosaki-u.ac.jp/info/about/vision/ (役職員等一覧) https://www.hirosaki-u.ac.jp/info/about/yakuin/
補充原則 3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		本学は、北東北地域の総合大学の一つとして、地域活性化の中核的拠点の役割を追求し、地域の「知」の拠点として地域へ還元する戦略的な法人経営を目指していることから、多様な関係者からの本学に期待する事項を的確に把握し、有益な助言等を経営に活かすべく以下のような者を経営協議会の学外委員に選任している。 ・「世界に発信し、地域と共に創造する」本学のスローガンに沿った意見等を求めることができる者 ・教育、経済、医療、文化、行政、法律等に関し広くかつ高い識見を有する者 また、運営方法の工夫として、学外委員を含む多くの委員に出席いただくため、あらかじめ翌年度の開催日程を提示することや、開催日前に委員へ資料を送付し、事前に議題、資料を確認いただくことで、会議当日の十分な審議時間を確保すること、必要に応じて臨時開催や書面審議を実施している。 さらに、法令に定める審議事項のみならず、例えば本学の革新的な研究成果報告や最新の動向を紹介するなど、学外委員が関心を持ち、活発な議論となるような工夫をして、適切に議題を設定している。
補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		本学の学長選考・監察会議は、学長に求められる資質や能力について、学長候補者の基準として「望まれる学長像について」を決定し、HPで公表している。「国立大学法人弘前大学学長候補者選考規則」を制定し、経営協議会と教育研究評議会に属する委員等から構成されている学長選考・監察会議が、意向投票によることなく、主体性を持って学長候補者を決定している。基準、選考結果、選考過程及び選考理由についてはHPで公表している。 (学長選考・監察会議) https://www.hirosaki-u.ac.jp/info/conference/gakuchosenkou/

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>	更新あり	<p>本学では、学長の任期を4年としている。これは、学長が就任時に掲げた「国立大学法人弘前大学の将来構想と具体的方策」を確認するために、学長の任期が2年を経過した時点で業務執行状況の確認を行い、この評価に基づき、安定的にリーダーシップを発揮しながら期待される業績をあげ、適切に業務を執行するのに必要な期間となっている。</p> <p>また、再任を可能とする場合の上限設定の有無については、任期に上限を設けることで集中して業務に取り組むことができること、任期が長期化することによる組織の硬直化等の弊害を防止することができることから、令和5年度から上限を設定している。</p> <p>なお、中期目標・中期計画期間は6年であり、再任された場合の任期は8年となり、2つの中期目標・中期計画に携わり、安定したリーダーシップが発揮できることから、「学長の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、再任は1回限り」としている。</p> <p>学長の任期については、規則をHPで公表している。</p> <p>(国立大学法人弘前大学管理運営規則) https://www1.g-reiki.net/hirosaki-u/reiki_honbun/w643RG00000001.html</p>
<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>	更新あり	<p>本学の学長選考・監察会議は、「国立大学法人弘前大学学長解任手続規則」を制定し、予め学長の解任を申し出るための手続きを整備し、HPで公表している。</p> <p>(国立大学法人弘前大学学長解任手続規則) https://www1.g-reiki.net/hirosaki-u/reiki_honbun/w643RG00000006.html</p>
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>本学の学長選考・監察会議は、平成28年1月7日に「学長の業務執行状況の確認に関する基準」を定め、学長の業務執行状況を確認し、学長が期待される業績をあげ、適切に業務を執行しているかどうかを確認することにより、学長選考の適正性の担保に寄与するものとして、学長の任期が2年を経過した時点において業務執行状況の確認を行っている。また、その確認結果をHPで公表している。なお、確認時期以外であっても、必要に応じて学長や監事と意見交換を行うなど、学長の業務の執行状況を把握することとしている。</p> <p>(国立大学法人弘前大学学長の業務執行状況の確認について) https://www.hirosaki-u.ac.jp/wordpress_data/soshiki/gakuchosenko/gyoumu/h310221.pdf</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 3 - 3 - 4 学長選考・監察会議の委員 の選任方法・選任理由	更新あり	<p>学長選考・監察会議の委員は、経営協議会学外委員及び教育研究評議会評議員から選出された委員により構成される。</p> <p>経営協議会の学外委員は、本学が特色や強みを世界に発信し、地域の「知」の拠点として地域へ還元する戦略的な法人経営を実現するために、教育、経済、医療、文化、行政、法律等に関し広くかつ高い識見を有する者を教育研究評議会の意見を聞いて学長が選任している。</p> <p>教育研究評議会評議員は、理事、部局長、学長が指名する教員で構成され、学長が知識、経験、能力を判断した上で、選任している。</p> <p>このように選任された委員の中から、学長選考・監察会議の中立性・公正性を担保するとともに、大学のミッションやビジョンを適切に実現できる学長を選考・監察する観点から、経営協議会委員の投票により経営協議会学外委員から5名、教育研究評議会評議員の投票により教育研究評議会評議員（学長を除く）から5名を選任している。学長選考・監察会議委員の選任方法及び選任理由はHPで公表している。</p> <p>（学長選考・監察会議委員の選任方法及び選任理由について） https://www.hirosaki-u.ac.jp/info/conference/gakuchosenkou/ （国立大学法人弘前大学経営協議会における学長選考・監察会議委員の選出について） https://www1.g-reiki.net/hirosaki-u/reiki_honbun/w643RG00000656.html （国立大学法人弘前大学教育研究評議会における学長選考・監察会議委員の選出について） https://www1.g-reiki.net/hirosaki-u/reiki_honbun/w643RG00000655.html</p>
原則 3 - 3 - 5 大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由		<p>国立大学法人法において「国立大学法人が複数の大学を設置する場合その他管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合」は大学総括理事を設置できるとなっているが、本学では特別の事情がないことから、大学総括理事は設置していない。</p>
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制 及び見直しの状況	更新あり	<p>本学では、多様なステークホルダーからの理解と支持を得るため、法令に基づき情報公開を実施するとともに、HP、SNS など様々な手段を活用して大学の状況について公表している。</p> <p>さらに、役員の職務の執行状況が国立大学法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、業務方法書及び内部統制規程に定め、公表している。</p> <p>また、本学におけるリスクマネジメントを統括し、リスクマネジメントに関し必要な事項を審議するため、学長・理事・学部長・研究科長等を構成員とするリスクマネジメント委員会を設置するとともに、役員を構成員とする「リスク検証会議」を設置し、役員が大学の運営に影響を及ぼす可能性のある事柄について事前に把握できることとし、リスク管理において重要な早期の情報共有という点について大きな役割を担っている。「リスク検証会議」は発生初期の段階で検証・検討することで迅速な初動対応が可能となり、リスクマネジメント委員会において事後の検証・総括を行うことで再発防止を含めたリスク管理強化が図られ、発生初期から事後検証までの一連のリスクマネジメント体制を整備したことで、リスクを最小限に留めることを可能としている。</p> <p>（業務方法書） https://www.hirosaki-u.ac.jp/info/plan/gyomu/ （内部統制規程） https://www1.g-reiki.net/hirosaki-u/reiki_honbun/w643RG00000038.html</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		<p>本学では、法令に基づき情報公開を実施するとともに、HP、SNS など様々な手段を活用して広報を行っている。</p> <p>大学におけるさまざまな情報をより透明性を確保しながら社会へ発信していくことは、大学にとって重要な使命であり、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報については大学HPを活用し公表しているのに加え、法人の財務状況や教育・研究・社会貢献活動等に関して、本学の取組内容を事業年度毎にまとめた報告書（弘前大学レポート）を作成し、関係機関への発送や各種会議等での配付を通じて、本学の諸活動に対してより理解を深めていただくよう工夫している。</p> <p>（弘前大学レポート）https://www.hirosaki-u.ac.jp/info/publication/report/</p>
補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		<p>本学では、学生、保護者、教育関係機関等さまざまな関係者から信頼を得る存在であるために、情報の透明性を確保する必要があり、大学の概要や主な取組内容を記載した刊行物の発行、教員の研究成果やイベント等、さまざまなプレスリリースをリアルタイムに広く情報発信するため、既存のマスメディアへの情報発信に加え、本学の公式HPやSNS等を活用するとともに、高校生や学生向けに大学の諸活動を分かりやすく伝えるためのWEBマガジンなど、対象に応じた適切な公表方法を選択し情報提供している。</p> <p>さらには、在学生の保護者をWEBマガジン「HIROMAGA」のターゲットと位置付け、直接大学の情報を知ってもらい、親しみを感じてもらうことを目的として、更新情報を毎月メールで配信している。</p> <p>また、大学や中学・高等学校などの教育機関に特化した情報配信を扱う「大学プレスセンター」への記事投稿を行い、本学の公式HPやSNS等を訪れる以外の新たな層への情報発信をしている。</p> <p>加えて、本学と学生及び卒業生との新たなネットワークを構築することを目的に、令和6年4月より弘前大学校友会事業を開始し、本学と学生及び卒業生等との緊密な連絡や交流を図る取組みを展開している。</p> <p>（公式ホームページ） https://www.hirosaki-u.ac.jp/ （HIROMAGA） https://www.hiromaga.com/ （X） https://twitter.com/hirosaki_univ （Instagram） https://www.instagram.com/hirosaki_university/ （YouTubeチャンネル） https://www.youtube.com/user/hirodaikoho （弘前大学校友会） https://hirosaki-u-kouaikai.alumnet.jp/</p>
補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報		<p>本学では、学生が享受することができた教育成果を示す情報として、以下のとおり公表している。</p> <p>①学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）として、「見通す力」「解決していく力」「学び続ける力」の三つの力を身に付けた者に対して学位を授与することを公表している。（弘前大学HP－教育情報）</p> <p>②学生の満足度 在学生に対して授業評価アンケートを毎年実施し、集計結果をHPに公表している。また、卒業生や就職先企業等に対してもアンケートを毎年実施し、集計結果をHPに公表している。（弘前大学HP－教育情報）</p> <p>③学生の進路状況 学校教育法施行規則第172条の2第4号「卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事」に基づき、進路状況を公表している。</p> <p>（弘前大学キャリアセンターHP「就職データ集」） https://career.hirosaki-u.ac.jp/publication/data</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.hirosaki-u.ac.jp/info/</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 https://www.med.hirosaki-u.ac.jp/hospital/outline/drselect.html</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 https://www.med.hirosaki-u.ac.jp/hospital/outline/kansaiinkai.html</p>